

令和5年度に向けた

社会福祉法人の運営について



令和5年3月

横浜市こども青少年局監査課

目次

I 令和5年度に向けた留意事項

- 1 任期満了に伴う役員の改選について
(参考) 理事・監事の条件
- 2 関係法令等の改正について

II 令和4年度の主な指摘・指導事項

- 1 運営について
- 2 会計について

III その他

- 1 「指導監査ガイドライン」・「社会福祉法人Q & A」について
- 2 参考資料・HP等について

I 令和5年度に向けた留意事項

I-1 任期満了に伴う役員改選について①

令和5年度は役員（理事、監事）の改選手続きが必要です。

・令和5年6月開催の定時評議員会で役員を選任する場合の流れを例示します。

1 事前準備

・次期役員候補者へ就任意向を確認、履歴書の受領（特殊関係等の確認）



2 理事会開催通知の発出（6月2日）



※通知の発出から理事会の開催まで1週間（中7日）が必要

3 理事会の開催（6月10日）

・議題： 役員候補者の推薦について

評議員会の開催について（「日時」「開催場所」「議題（※）」）

※監事の選任に関する議案提出には、現監事の過半数の同意が必要



（次ページに続く）

I-1 任期満了に伴う役員の変更について②

4 評議員会開催通知の発出(6月12日)

↓ ※通知の発出から評議員会の開催まで1週間(中7日)必要

5 評議員会の開催(6月25日)

- ・定時評議員会のため、理事会開催から2週間(中14日)必要
- ・選任の際、候補者一人ずつ審議し選任する必要があります。
(議事録にもそのことが分かるよう記録をお願いします。)

◇選任する役員には、次の要件を満たす者を含めるよう御留意ください。

1 理事

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③施設の管理者(施設を設置している法人の場合)

2 監事

- ①社会福祉事業について識見を有する者
- ②財務管理について識見を有する者

I-2 関係法令等の改正について

1 従たる事務所の登記義務の廃止

施行: 令和4年9月1日

○社会福祉法人の従たる事務所の所在地における登記義務が廃止されました。

※従たる事務所を設定している場合は、引き続き定款への記載は必要

※「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて」(令和4年8月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

2 充実計画の算定基準の変更

施行: 令和5年4月1日

○社会福祉充実計画を算定する際の貸借対照表の資産・負債の項目が見直されました。

※社会福祉連携推進法人の制度創設に伴い「活用可能な財産」の算定に係る項目が追加されました。

※「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正について」(令和4年12月26日子発1226第5号厚生労働省子ども家庭局長 ほか局長連名通知)

Ⅱ 令和4年度の主な指摘・指導事項

Ⅱ-1 運営について①

- ◆令和4年度社会福祉法人監査における、主な指摘・指導事項は次のとおりです。
法人監査で指摘を受けた事項は理事会に報告し、速やかに改善を図ってください。

番号	対象	指摘項目
(1)	評議員 役員	評議員、理事・監事を選任する際に、欠格事由等に該当していないことを確認していなかった。
(2)	法人登記	法人代表の重任登記や資産総額の変更登記について、法定の期限が遵守されていなかった。
(3)	評議員 役員	評議員、理事・監事について、評議員会や理事会への欠席が続いていた。
(4)	評議員会 理事会	評議員会の開催日時、場所及び議事について、あらかじめ理事会で決議したことが確認できなかった。

(次ページに続く)

Ⅱ-1 運営について②

番号	対象	指摘項目
(5)	評議員会 理事会	評議員会、理事会の招集通知が省略された場合に、評議員(役員)全員の同意が確認できなかった。
(6)	評議員会 理事会	評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないかを確認していなかった。
(7)	評議員会 理事会	評議員会、理事会において決議の省略が行われていたが、評議員(役員)全員の同意が確認できなかった。
(8)	評議員会 理事会	評議員会、理事会について、一部の議事録が作成されていなかった。 議事録の必要事項の一部が記載されていなかった。

- ◆各指摘項目について、次ページ以降に簡易な説明を記載します。
- ◆詳しくは、22ページ(Ⅲその他)で紹介する「指導監査ガイドライン」を併せて御覧ください。

Ⅱ-1 運営について③

(1) 評議員、理事・監事を選任する際に、欠格事由等に該当していないことを確認していなかった。

※再任の際にも確認が必要です。

【確認方法の例】

履歴書や誓約書、就任承諾書で、欠格事由に該当していないか、役員や評議員と親族等の特殊の関係があるか(評議員及び監事は特殊関係は認められません)を書面で確認してください。

(法第40条第1項、第4項、第5項、法第44条第1項において準用する法第40条第1項、法第44条第6項、第7項)

【補足】

「暴力団員等の反社会的勢力に属していないこと」は、令和4年4月1日の法改正で、欠格事由の一項目となりました。必要に応じて法人で作成された就任承諾書等の記載内容を修正してください。

令和5年度は改選年なので、
選任の際には御注意ください。

※就任承諾書の様式例は、横浜市公式サイト健康福祉局監査課のページに掲載しています。(23ページ参照)

Ⅱ-1 運営について④

- (2) 法人代表の重任登記や資産総額の変更登記について、法定の期限が遵守されていなかった。 (組合等登記令第3条)

変更内容	期限
法人代表の登記(選任・重任) (法人登記簿の目的及び業務、名称、事務所の所在場所変更の場合も同じ)	変更があったときから2週間以内 ⇒法人代表変更登記は理事長の新規選任時だけでなく重任時にも必要
資産総額の変更登記	毎事業年度末日から3か月以内 ⇒毎年手続きが必要

- (3) 評議員、理事・監事について、評議員会や理事会への欠席が続いていた。

原則、下記のような状況にならないよう、開催日程を調整してください。

- 評議員：当該年度、前年度の評議員会を全て欠席している者がいる
- 理事：当該年度、前年度において、2回以上続けて欠席している者がいる
- 監事：理事会に2回以上続けて欠席している者がいる
監事の全員が欠席している理事会がある

Ⅱ-1 運営について⑤

(4) 評議員会の開催日時、場所及び議事について、あらかじめ理事会で決議したことが確認できなかった。

●評議員会を招集するためには、「①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案」を理事会で決議し、通知する必要があります。
(法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条)

●評議員会招集については、評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対して書面で発出することが必要です(評議員の承諾がある場合は電磁的方法によることも可能)。

(法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項、第2項)

●評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。

(法第45条の9第9項)

(5) 評議員会、理事会の招集通知が省略された場合に、評議員(役員)全員の同意が確認できなかった。

●評議員(役員)の全員が招集通知の省略について同意した場合、招集通知の発出を省略することができます。ただし、その場合は評議員(役員)全員の同意を書面又は電磁的記録で残す必要があります。

(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条)

Ⅱ-1 運営について⑥

(6) 評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないかを確認していなかった。

- 議案に特別の利害関係を有する者は、当該議案の議決に加わることはできません。
- 確認方法は、①各議案の議決前に特別の利害関係の有無を確認する、②議案に特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた招集通知を発出する、③職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならない規定を定める、等の方法がある。
- 利害関係の有無について確認した結果は、議事録に記載していただくようお願いします。

(法第45条の9第8項、第45条の14第5項)

(7) 評議員会、理事会において決議の省略が行われていたが、評議員(役員)全員の同意が確認できなかった。【13ページ:「決議の省略を行うときのポイント」参照】

- 評議員(役員)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会(理事会)の議決があったものとみなされます。その場合は、同意書の保存(10年)、議事録の作成・保存が必要になります。全評議員(役員)から同意がとれない場合は、評議員会(理事会)を開催して議決する必要があります。

(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条)

Ⅱ-1 運営について⑦

- (8) 評議員会、理事会について、一部の議事録が作成されていなかった。
議事録の必要事項の一部が記載されていなかった。

●評議員会、理事会を開催した場合の議事録の記載事項は次のとおりです。

	記載事項	根拠
評議員会	①評議員会が開催された日時及び場所(リモート出席の場合の方法を含む) ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④省略(社会福祉法人Q&A運営編のQ22をご覧ください。社会福祉法人Q&Aについては22ページ参照) ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥評議員会の議長が存するときは、議長の氏名 ⑦議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	施行規則第2条の15 第3項
理事会	①理事会が開催された日時及び場所(リモート出席の場合の方法を含む) ②省略(社会福祉法人Q&A運営編のQ22をご覧ください。社会福祉法人Q&Aについては22ページ参照) ③理事会の議事の経過の要領及びその結果 ④決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤省略(社会福祉法人Q&A運営編のQ22をご覧ください。社会福祉法人Q&Aについては22ページ参照) ⑥理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 ⑧理事会の議長が存するときは、議長の氏名	施行規則第2条の17 第3項

●評議員会、理事会で決議の省略を行った場合も、議事録を作成する必要があります。

その際の議事録の記載事項は、開催時と異なります。次ページを参照してください。

Ⅱ-1 運営について⑧

◆決議の省略を行うときのポイント(法第45条の9第10項、法第45条の14第9項、一般法人法第96条・第194条第1項)

	成立の要件	作成、保存しておく書類	根拠
評議員会	理事が評議員会の目的である事項(議題)について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志を示していること。	①同意の意志表示の書面又は電磁的記録 ②議事録 以下の項目を記載 ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 イ アの事項の提案をした者の氏名 ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日 エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	施行規則第2条の15第4項
理事会	①定款に決議の省略ができることを定めていること。 ②理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示していること。 ③監事が当該提案に異議を述べていないこと。	①理事の同意の意志表示の書面又は電磁的記録 ②監事の異議がない旨の確認書 ③議事録 以下の項目を記載 ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 イ アの事項の提案をした理事の氏名 ウ 理事会の決議があったものとみなされた日 エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	施行規則第2条の17第4項

Ⅱ-1 運営について⑨

- ◆参考：報告の省略を行うときのポイント（法第45条の9第10項、一般法人法第195条）
（法第45条の14第9項、一般法人法第98条）

	報告の省略
評議員会	<ul style="list-style-type: none">・評議員会での報告に代え、評議員に報告事項を通知します。・評議員全員から、評議員会での報告を要しないことへの同意が必要です（全員から同意が得られない場合は、実際に開催する評議員会で報告してください）。
理事会	<ul style="list-style-type: none">・理事会での報告に代え、理事や監事に報告事項を通知します。・理事の同意や監事が異議を述べていないことを確認する必要はありません。 <p>※定款で定められている理事長及び業務執行理事の「業務の執行状況」の報告は省略できません。実際に開催する理事会で報告してください。</p>

Ⅱ-2 会計について①

番号	指摘項目
(1)	法人経理規程の内容が、現行の法令等に則していなかった。
(2)	契約締結に際し、国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を行っていなかった。
(3)	計算書類の附属明細書や注記が適正に作成されていなかった。
(4)	会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされていなかった。
(5)	賞与引当金が適正に計上されていなかった。

Ⅱ-2 会計について②

(1) 経理規程の内容が現行の法令等に則していなかった。

◆改正後の社会福祉法や会計基準省令の内容が反映されていない。

- ・決算関係書類(計算書類)の確定が理事会の承認となっている。
- ・「財務諸表」という文言や古い様式名を使用している。

◆記載内容に不備がある。

- ・作成する計算書類・附属明細書に記載漏れがある。
- ・拠点区分やサービス区分に記載漏れがある。

Ⅱ-2 会計について③

(2) 契約締結に際し、国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を行っていなかった。

◆入札または見積合わせが必要な契約について、特定の1者と随意契約を行っている。

⇒社会福祉法人が随意契約を行う場合は、下記基準に基づき行います。

【契約の締結に関する国の通知】

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（雇児総発0329第1号）

※価格による随意契約の場合

◆会計監査を受けない法人の場合

設置費用等を含めた契約予定価格(総額)が1,000万円を超える契約は入札が必要。

◆契約予定価格(総額)が1,000万円以下の場合

設置費用等を含めた契約予定価格(総額)が1,000万円以下の場合、3者以上の見積合わせが必要。

◆契約の種類に応じ、契約予定価格(総額)が右記金額以下の場合

2者以上の見積合わせが必要。

- ・工事又は製造の請負…250万円
- ・食糧品、物品等の購入…160万円
- ・その他の契約(業務委託、リース等)…100万円

Ⅱ-2 会計について④

(2) 契約締結に際し、国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を行っていなかった。

【契約締結において注意が必要な事項】

◆ 契約予定価格が入札や見積合わせを必要とする契約案件で、特定の1者と契約を締結する場合

国の通知や経理規程に定める、合理的な理由が必要です。随意契約を行う合理的な理由を明確に記載した稟議書等を作成し理事長等の承認を得る、又は定款等に基づき理事会において審議、承認を得る等法人組織として意思決定を行い、経過を記録に残します。

◆ 契約締結に関与する人

役員のみや親族のみが契約行為に関与するのではなく、親族以外の事務職員等を適切に関与させ、恣意的な契約締結を防止する体制を整えてください。

◆ 長期にわたって継続している契約の適切な見直し

継続的な取引を随意契約で行う場合は、契約更新時期に、その内容や金額が適切かどうか見直しを行ったうえで、随意契約を行う合理的な理由を明確に記載した稟議書等を作成し理事長等の承認を得る、又は定款等に基づき理事会において審議、承認を得る等法人組織として意思決定を行い、経過を記録に残します。

Ⅱ-2 会計について⑤

(3) 計算書類の附属明細書や注記が適正に作成されていなかった。

◆附属明細書に作成漏れや記載漏れがある。

- ・「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」について固定資産を所有している本部拠点分を作成していなかった。
- ・「借入金明細書」の「担保資産」の欄を記載していなかった。

◆注記に記載漏れや記載誤りがある。

- ・該当がなくても省略できない項目が省略されていた。
- ・「作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」の項目の記載が、実際に作成された計算書類と相違していた。

Ⅱ-2 会計について⑥

(4) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされていなかった。

◆会計責任者と出納職員が兼務していた。

⇒法人の予算の執行及び資金等の管理に関しては、会計責任者と出納職員の兼務を避けるなどの内部牽制体制に配慮した業務分担に努めてください。

(5) 賞与引当金が適正に計上されていなかった。

◆職員に賞与を支給しているが、当該会計年度の負担に属する金額を賞与引当金として計上していなかった。

⇒毎月の給料のほかに賞与を支給する場合は、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込み額を賞与引当金として計上します。重要性が乏しいことを理由に賞与引当金を計上していない場合、法人で賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している資料を作成し、保存してください。

Ⅲ その他

Ⅲ-1 「指導監査ガイドライン」・「社会福祉法人Q&A」について

①「指導監査ガイドライン」の活用

内容は多岐に渡っていますが、項目ごとに整理されており、実務的な解釈や事務処理の方法が記載されています。適正運営のため、法人運営のチェックリストとして御活用ください。

【厚生労働省のホームページに掲載されています】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13322.html

- 「PDF：平成29年4月27日厚生労働省社会・援護局長等通知（最終改正：令和4年3月14日）社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について [1MB]」（※通知内の「別紙」が「指導監査ガイドライン」です。）

②「社会福祉法人Q&A 運営編、会計編」の活用

「指導監査ガイドライン」の内容について、特に留意していただきたい項目をQ&A形式でまとめています。法人運営について何か疑義がある場合、まずはこちらを御確認ください。

【横浜市公式サイトこども青少年局のページに掲載しています】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/siryoutou.html>

- 「法人・施設向け説明会資料等」→「社会福祉法人の運営について」→「社会福祉法人Q&A 運営編、会計編」

Ⅲ-2 参考資料・HP等について

◆厚生労働省の社会福祉法人制度のHPに掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html

⇒【社会福祉法人制度 厚生労働省】と入力すると、検索できます。

●社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

別添：社会福祉法人指導監査実施要綱 別紙：指導監査ガイドライン

●「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査基準）

●「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査要領）

●「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」による情報の提供等について

●社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

●E-ラーニングで学ぶ社会福祉法人財務会計

など

◆横浜市こども青少年局のHPに掲載

●定款変更認可申請書 など

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/houjinmuke.html>

●説明会資料 など

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/siryoutou.html>

◆横浜市健康福祉局のHPに掲載

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/shakaifukushi/houjinseturitu.html>

「社会福祉法人運営の手引き 様式集(ファイル:684KB)」(就任承諾書などの様式集(参考))